

農業委員会だより

編集・発行
丸森町農業委員会
丸森町字鳥屋120
TEL72-3029 FAX72-3041

令和6年度 農業労働賃金の標準額表

作業名		単位	標準額(円)		備考
			標準額	内消費税額 円	
育苗		1箱当り	880	80	稚苗・ハウス渡しとする
耕起	機械使用	10アール当り	6,180	562	耕深は概ね15cm目標
堆肥散布	機械使用	10アール当り	3,560	324	
砕土	機械使用	10アール当り	3,970	361	
くろぬり	機械使用	10m当り	550	50	
代かき	機械使用	10アール当り	6,300	573	
田植え	機械使用	10アール当り	8,800	800	苗運搬・隅植え含む
肥料散布	機械持込み	10アール当り	1,100	100	肥料代は除く 側条施肥の肥料散布含む
薬剤散布 (防除作業)	機械持込み (主な使用機械:動噴・ ブームスプレーヤ・ 農業用ドローン)	10アール当り	1,110	101	薬品代は除く
稲刈り	バインダー	10アール当り	9,350	850	縄持ち・刈取のみ
	コンバイン		22,000	2,000	籾運搬を含む
収穫一貫作業	コンバイン 乾燥・調整	10アール当り	35,860	3,260	
収穫一貫作業 (色選含む)	コンバイン 乾燥・調整	10アール当り	39,600	3,600	色選(3,740円/10a)含む
色選		30kg/1袋	440	40	持ち込み
脱穀	ハーベスタ	10アール当り	8,820	802	籾運搬を含む
乾燥・調整	機械使用	1俵当り	1,870	170	籾摺りを含む 水分23%以下の籾
籾摺り	機械使用	1俵当り	990	90	
畑耕起	機械使用	10アール当り	6,930	630	平坦部を基準とし、作付 可能状態とする
農事一般作業		1日当り	8,000	—	食事なし

(注)

1. 上記標準額は、作業条件が良好な圃場を前提としております。未整理地・飛び田・土質等作業条件が異なる場合は、話し合いにより決めてください。
2. 上記標準額は、令和5年度時点での農業資材費・燃油代・電気料金等を参考に設定しております。これ以上の価格の高騰があった場合は、話し合いにより決めてください。
3. 1日の労働時間は8時間を前提(参考:1,000円/1時間)としております。超過作業については、話し合いにより決めてください。
5. 10アールは、実測面積です。

丸森町農業委員会だより

●農地に関する相談は各地区の農業委員へ

農地の貸し借り、転用等の農地移動に関すること、農業者年金への加入、農業新聞の購読等、農業経営全般にわたり困ったことがありましたら、各地区の農業委員へご相談ください。

■調査・相談担当地区(令和6年3月)

地区	氏名	電話番号	担当行政区
丸森	菊地 健一	72-6189	横町・本町・深山・田町・川前・鳥屋・新町・羽入・東向・上滝・五福谷・中通
	大槻 謙喜	75-2629	大川口・竹谷・欠入・峠・廻倉・羽出庭・小坊木
金山	二階堂 久男	78-1724	金山全域
筆甫	太田 茂樹	76-2015	筆甫全域
大内	阿部 喜六	79-2222	大山・青葉上・青葉南・青葉北・佐野・黒佐野・東福田・岩城南平・竹の内・西向
	石田 真利子	79-2676	空久保・上町・下町・横手・山屋敷・中平・七夕・南伊手・北伊手・田辺・田林
小斎	菅野 一彦	78-2427	小斎全域
館矢間	根元 茂	72-6501	1区東・1区西・2区東・2区中・2区西
	高橋 孝志	72-6577	山田・南木沼・木沼・松掛
大張	宍戸 紀彦	75-2174	大張全域
耕野	佐藤 静男	75-2040	耕野全域

●農地の集積・集約化に関する相談は各地区の推進委員へ

経営農地の拡大・集約・新規就農等の農地の集積・集約等をお考えの方は、各地区の推進委員へご相談ください。

■調査・相談担当地区(令和6年3月)

地区	氏名	電話番号	担当行政区
丸森	大橋 光子	86-4589	横町・本町・深山・田町・川前・鳥屋・新町・羽入・東向・上滝・五福谷・中通
	佐藤 真由美	72-6175	大川口・竹谷・欠入・峠・廻倉・羽出庭・小坊木
金山	大野 吉宏	79-2481	金山全域
筆甫	大橋 三枝	76-2046	筆甫全域
大内	瀧野 正浩	79-2502	大山・青葉上・青葉南・青葉北・佐野・黒佐野・東福田・岩城南平・竹の内・西向
	大槻 光	79-2366	空久保・上町・下町・横手・山屋敷・中平・七夕・南伊手・北伊手・田辺・田林
小斎	天野 康弘	78-1161	小斎全域
館矢間	菊池 武則	72-1286	1区東・1区西・2区東・2区中・2区西
	菊地 清弘	72-6577	山田・南木沼・木沼・松掛
大張	佐藤 正敏	75-2327	大張全域
耕野	佐藤 市夫	75-3315	耕野全域

○お知らせ

こんなときは農業委員会の許可や届出が必要です

○農地を借りるとき・貸すとき・買うとき・売るとき

農地法第3条による許可、または農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等が必要です。（農政法の改正により、令和5年4月から下限面積要件が撤廃され、農地を借りる方、買う方の経営面積の条件が無くなりました。ただし、農地を買う方・借りる方の耕作が絶対条件です。）

○農地を相続したとき

相続登記が完了しましたら、農地分（田・畑）について、農業委員会へ届出をお願いします。

また、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。正当な理由が無く申請を怠った時は、10万円以下の過料適応対象となりますので、ご注意ください。

○農地を宅地など他の目的で使いたいとき（農地転用）

農地に住宅を建てたり、駐車場にしたいときなどは、農地転用許可申請書に必要書類を添付して、転用しようとする農地の所在する市町村の農業委員会を経由して都道府県知事等に提出し、農地転用許可を受ける必要があります。

基本的に転用が認められていない区域もありますが、農地転用をお考えの方はまずは農業委員会へご相談ください。

農地の違反転用は農地法違反となります

○次の行為は違反転用になります

- ◇ 農地法の許可を受けずに、農地を住宅用地や工事等の資材置場、駐車場など耕作の目的以外に用いること
- ◇ 農地転用の許可に付した条件に違反している者
- ◇ 偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者

○違反転用すると罰せられる場合もあります

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可の事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反していることになり、工事の中止や現状回復などの命令がされる場合があります。さらに、懲役や罰金などの非常に重い罰則があります。

**農業者年金は公的な積立年金です
農業者年金に加入しませんか！**

農業者の皆さん、老後に備えるため農業者年金に加入しませんか！加入の相談は農業委員会へ

○加入資格

- ①60歳未満で年間60日以上農業に従事
- ②国民年金の第1号被保険者

○農業者年金のメリット

- ①確定拠出型年金の終身年金
- ②全額社会保険料控除

**購読しましょう！
「全国農業新聞」**

農政、農業、農村の動きや知っておきたい経営情報・流通情報が満載の農業総合専門誌です。

購読のお申し込みは、農業委員会へ

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 月700円 年8,400円
(送料・税込み)

丸森町農地賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

1. 田の部

区分	平均額	最高額	最低額	件数
1. 基盤整備地域 (概ね30a程度)	10,300 円	12,800 円	5,800 円	12 件
2. 基盤整備地域 (概ね10a程度)	3,200 円	5,700 円	3,000 円	37 件
3. 平野部	5,200 円	5,800 円	3,000 円	34 件
4. 中山間地域	5,800 円	5,800 円	5,800 円	3 件

2. 畑(普通畑・飼料畑)の部

区分	平均額	最高額	最低額	件数
畑	4,300 円	5,300 円	2,700 円	21 件

- ※(1) 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位として表示しています。
 (2) 件数は、集計に用いた筆数です。
 (3) 田(水稻)の賃借料を物納する場合、玄米60kg当たり11,500円(令和5年産ひとめぼれJAみやぎ仙南概算払い)で金額換算して算出しています。
 (4) 田については、賃借料のほかに水利費が発生する場合があります。水利費はどちらが負担するか、当事者間で話し合ってください。
 (5) 契約の際には、それぞれの圃場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合った上で賃借料賃借料を決めてください。

～農地法各種申請について～

農地の権利を移動する場合は、農業委員会の許可又は届出が必要となります。農地の権利移動等をお考えの方は事前に農業委員会にご相談ください。農業委員会総会は毎月25日頃です。

各種申請の締切日は下記のとおりです。

●農地法3条・4条・5条の申請 …… 毎月10日頃

※4条・5条の申請の場合、事前に対象農地が農業振興地域かどうか確認してください。担当は農林課農村整備班(Tel72-3026)です。場合によっては、農用地利用計画の変更等申請(※一般的に農振除外申請という)が必要となります。申請の受付は4月・10月末日締切りの年2回です。

●基盤法(利用集積計画) …… 毎月月末